

2020年12月4日  
みずほ証券株式会社

## 独立行政法人水資源機構が発行するサステナビリティボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田浩一）は、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」といいます。）が2020年12月4日に条件決定いたしましたサステナビリティボンドの引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

水資源機構がサステナビリティボンドで調達した資金は、全額が令和2年度中におけるダムおよび用水路などの建設事業等の資金（過年度に調達した資金のリファイナンスを含みます。）に充当されます。水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより「安全で良質な水の安定した供給」「洪水被害の防止・軽減」等に貢献しています。水資源機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）のグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則の枠組みに則り、治水・利水事業の一体性を考慮しサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。本フレームワークについては株式会社格付投資情報センター（R&I）から「グリーンボンド原則2018」<sup>※1</sup>「ソーシャルボンド原則2020」<sup>※2</sup>「サステナビリティボンド・ガイドライン2018」<sup>※3</sup>および「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」<sup>※4</sup>に適合している旨のオピニオンを取得しています。なお、令和2年度以降に発行されるサステナビリティボンドについても同一のフレームワークで発行されるとしています。また、本フレームワークに係る第三者評価の取得については、環境省の「適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業」<sup>※5</sup>の補助金交付対象となっています。

当社は社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集、お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これら取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative<sup>※6</sup>とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はサステナビリティボンド等の引受けなど、さまざま

なおお客様の SDGs 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客様の社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客様のさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客様の金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs 債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

---

※1 「グリーンボンド原則 2018」とは、グリーンボンド発行に関する自主的ガイドラインです。グリーンボンドの透明性の確保、情報開示及びレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させることを目的に策定・逐次改定されたものです。

※2 「ソーシャルボンド原則 2020」とは、ソーシャルボンドを発行するための手引きを示すことで、透明性と情報開示を奨励し、ソーシャルボンド市場の秩序ある発展を目的に ICMA により公表されているものです。

※3 「サステナビリティボンド・ガイドライン 2018」とはグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則の両原則の関連性を確認し、また、適用による透明性とサステナビリティボンド市場への情報開示を促すことを目的として ICMA により公表されているものです。

※4 「環境省グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とはグリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、国内におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的として制定した 2017 年 3 月にグリーンボンドガイドライン 2017 年度版を、2020 年 3 月にグリーンボンド原則の改訂やグリーンボンドを取り巻く市場動向を踏まえた改訂を行ったものです。

※5 「適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド及びグリーンローンの発行等支援（グリーンボンド等フレームワークの検討、策定、運用等に係るコンサルティング、外部レビューの付与等）に係る体制を整備し、もって我が国におけるグリーンボンド等の発行等及び投融資の促進を図ることを目的として環境省により制定されたものです。

※6 「Climate Bonds Initiative」とは、ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。